

資料11 監査の実施状況

行政機関名	監査の実施状況			監査の実施頻度
	実施した	指摘事項の有無		
		指摘事項の有無	改善措置の実施の有無	
内閣官房	○	○	○	年に1回
内閣法制局	○	—	—	年に1回
原子力防災会議	—	—	—	年に1回
人事院	○	○	○	年に1回
復興庁	○	—	—	年に1回
内閣府	○	○	○	年に1回
宮内庁	○	○	○	年に1回
公正取引委員会	○	○	○	年に1回
国家公安委員会	○	—	—	年に1回
警察庁	○	○	○	年に1回
特定個人情報保護委員会	—	—	—	年に1回
金融庁	○	○	○	年に1回
消費者庁	○	○	○	年に1回
総務省	○	○	○	年に1回
公害等調整委員会	○	○	○	年に1回
消防庁	○	—	—	年に1回
法務省	○	○	○	年に1回
公安審査委員会	○	—	—	年に1回
公安調査庁	○	○	○	年に1回
検察庁	○	○	○	年に1回
外務省	○	○	○	年に1回
財務省	○	○	○	その他
国税庁	○	○	○	年に1回
文部科学省	○	—	—	年に1回
文化庁	○	—	—	年に1回
厚生労働省	○	○	○	年に1回
中央労働委員会	○	○	○	年に1回
農林水産省	○	○	○	※ その他
林野庁	○	○	○	※ その他
水産庁	○	—	—	※ その他
経済産業省	○	○	○	年に1回
資源エネルギー庁	○	○	○	年に1回
特許庁	○	—	—	年に1回
中小企業庁	○	○	○	年に1回
国土交通省	○	○	○	※ その他
運輸安全委員会	—	—	—	※ その他
観光庁	—	—	—	※ その他
気象庁	○	○	○	※ その他
海上保安庁	○	○	○	年に1回
環境省	—	—	—	その他
原子力規制委員会	—	—	—	年に1回
防衛省	○	○	○	年に1回
会計検査院	○	○	○	年に1回
計	37	28	28	

(注) 1 「監査の実施頻度」欄で「その他」のものは、毎年全文書管理者を対象とした書面監査を実施するとともに、実地監査は3年又は5年で一巡させるなどの取組を行っているものである。  
また、※は本省に設置された監査責任者が監査対象としている機関である。

2 「○」は当該項目に該当するもの、「—」は当該項目に該当がないものを表す。